

不払養育費の立替・取立制度の導入に関する法律案 概要

一 趣旨

父母が離婚した場合等における子の貧困の防止及び子の心身の健全な発達のためには、子の監護に要する費用の支払の確保が極めて重要であることに鑑み、不払養育費の立替・取立制度の導入に関し必要な基本的事項を規定

二 不払養育費の立替・取立制度の導入

政府は、次に掲げるところにより不払養育費の立替・取立制度を導入するものとし、このために必要な法制上の措置等を講ずる。

- ① 不払養育費の立替・取立制度に関する事務を行わせるための法人として、不払養育費立替・取立機構(こども家庭庁所管)を設立するものとする。
- ② 機構は、市区町村・弁護士・サービサー等に業務を委託できるものとする。
- ③ 適正な請求の促進及び不正な利用の防止を図るものとする。

【養育費取決め 無】

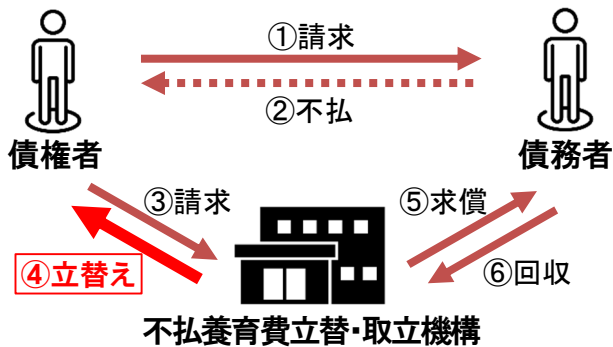
【養育費取決め 有】

ア 法定養育費

ウ ①を超える部分
イ 法定養育費相当額

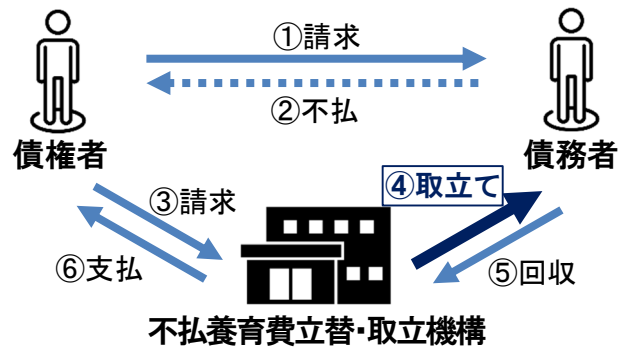
1 不払養育費の立替え

不払のア法定養育費・イ法定養育費相当額について、債権者(父母の一方)の請求に基づき、機構が立て替え、債務者(他の一方)に求償・手数料徴収



2 不払養育費の取立て

不払のウ法定養育費相当額を超える養育費について、債権者(父母の一方)の請求に基づき、機構が債務者(他の一方)に取立て・手数料徴収をし、債権者に引き渡す



三 地方公共団体に対する財政措置等

政府は、父母が離婚した場合等における子の監護に要する費用の支払の確保に関する地方公共団体の施策(*)を支援するために必要な財政上の措置等を講ずる。

※本制度導入までの間に行う独自の立替事業、本制度導入後上乗せして行う(上記ウ部分の)立替事業等

四 検討

政府は、不払養育費の立替・取立制度における債務者に対する求償及び取立てをより実効的かつ円滑に行えるようにするため、国税滞納処分の例によって徴収する方法の導入について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずる。

【施行期日】公布日